

●所得控除の内訳(計算方法) ※人的控除は内側に記載があります。

物的控除の種類	控除額の計算方法(前年中に自己または自己と生計を一にする人が支払った額が対象になります。)	
雑損控除	①(損失額-保険金等による補てん額)-総所得金額等の10% ②災害関連支出の合計額-5万円	①②のいずれか大きい金額
医療費控除	(支払った医療費の額-保険金等の補てん額) - { ①10万円 / ②総所得金額等の5% }	①②のいずれか小さい金額 (最高限度額200万円)
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	(支払った特定一般用医薬品等の購入額) - 12,000円	(最高限度額88,000円)
社会保険料控除	支払った社会保険料全額	
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金全額(契約者本人分に限る)	

生命保険料控除 計算シート

生命保険料控除	計算式 I (新保険料等用)		計算式 II (旧保険料等用)		複数ある場合は、それぞれ計算して合計 (最高限度額120,000円)
	支払額	控除額	支払額	控除額	
一般生命保険料	新保険料の計を計算式 I で計算(限度額40,000円)	①	旧保険料の計を計算式 II で計算(限度額50,000円)	②	計①+②(限度額40,000円) ③
介護医療保険料	保険料の計を計算式 I で計算(限度額40,000円)	★			②と③のいずれか大きい金額 ◆
個人年金保険料	新保険料の計を計算式 I で計算(限度額40,000円)	④	旧保険料の計を計算式 II で計算(限度額50,000円)	⑤	計④+⑤(限度額40,000円) ⑥
					⑤と⑥のいずれか大きい金額 ●

種類	支払額	控除額	備考
①地震保険料	50,000円以下	全額	1つの契約で①②両方の契約がある場合、いずれか大きい金額 ①②両方が別契約である場合はそれぞれ計算した合計額 (最高限度額50,000円)
	50,001円以上	50,000円(限度額)	
②旧長期損害保険料	10,000円以下	全額	
	10,001円~20,000円	(支払額×1/2)+5,000円	
	20,001円以上	15,000円(限度額)	
寄附金控除	①寄附金の額-2,000円 ②総所得金額等の40%の金額-2,000円	①②のいずれか小さい金額	

●配偶者控除・配偶者特別控除一覧表

配偶者控除	配偶者の合計所得	申告者の合計所得金額			
		~900万円	~950万円	~1,000万円	1,000万円超
	58万円以下	38(33)万円	26(22)万円	13(11)万円	-
	老人配偶者(S31.1.1以前生まれ)	48(38)万円	32(26)万円	16(13)万円	-
	58万円超 ~ 95万円以下	38(33)万円	26(22)万円	13(11)万円	-
	95万円超 ~ 100万円以下	36(33)万円	24(22)万円	12(11)万円	-
	100万円超 ~ 105万円以下	31(31)万円	21(21)万円	11(11)万円	-
	105万円超 ~ 110万円以下	26(26)万円	18(18)万円	9(9)万円	-
	110万円超 ~ 115万円以下	21(21)万円	14(14)万円	7(7)万円	-
	115万円超 ~ 120万円以下	16(16)万円	11(11)万円	6(6)万円	-
	120万円超 ~ 125万円以下	11(11)万円	8(8)万円	4(4)万円	-
	125万円超 ~ 130万円以下	6(6)万円	4(4)万円	2(2)万円	-
	130万円超 ~ 133万円以下	3(3)万円	2(2)万円	1(1)万円	-
	133万円超	-	-	-	-

●参考<市民税・県民税と所得税の所得控除比較表>

区分	所得税	住民税	区分	所得税	住民税	
医療費控除	同額	同額	寡婦控除	270,000円	260,000円	
社会保険料控除	同額	同額	ひとり親控除	350,000円	300,000円	
小規模企業共済等掛金控除	同額	同額	勤労学生控除	270,000円	260,000円	
生命保険料控除(限度額)	一般分 新	40,000円	28,000円	普通障害	270,000円	260,000円
	一般分 旧	50,000円	35,000円	特別障害	400,000円	300,000円
	介護医療分	40,000円	28,000円	同居特別障害	750,000円	530,000円
	個人年金分 新	40,000円	28,000円	配偶者控除(限度額)	380,000円	330,000円
	個人年金分 旧	50,000円	35,000円	老人	480,000円	380,000円
	一般+介護+年金	120,000円	70,000円	配偶者特別控除(限度額)	380,000円	330,000円
地震保険料控除(限度額)	地震	50,000円	25,000円	老人	480,000円	380,000円
	旧長期	15,000円	10,000円	同居老親等	580,000円	450,000円
	地震+旧長期	50,000円	25,000円	特定	630,000円	450,000円
寄附金控除	特定寄附金の額-2,000円	平成21年度より所得控除から税額控除に改められました。	一般	380,000円	330,000円	
			基礎控除(限度額)	950,000円	430,000円	

令和8年度分 市民税・県民税 申告書記入の手引き

令和8年度の市・県民税は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までに生じた所得について、令和8年1月1日現在伊東市に居住していた人が、市へ申し、納税することになっています。

市・県民税申告をする人

申告が必要かどうかは下記「申告判断表」を参考してください。

<ご自身で申告書記入することが困難な人>

申告書に住所、氏名、生年月日等を記入し、下記「申告に必要なもの」とともに直接又は郵送で提出してください。添付資料を基に、下記のとおり処理します。ただし、添付資料に記載された控除の内容に追加・変更がある場合は、裏面記入例を参考に記入してください。

<ご自身で申告書記入することができる人>

裏面記入例を参考に記入し、下記「申告に必要なもの」とともに直接又は郵送で提出してください。所得0円の申告をする人については申告書の住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号欄のみの記入でも構いません。

申告に必要なもの

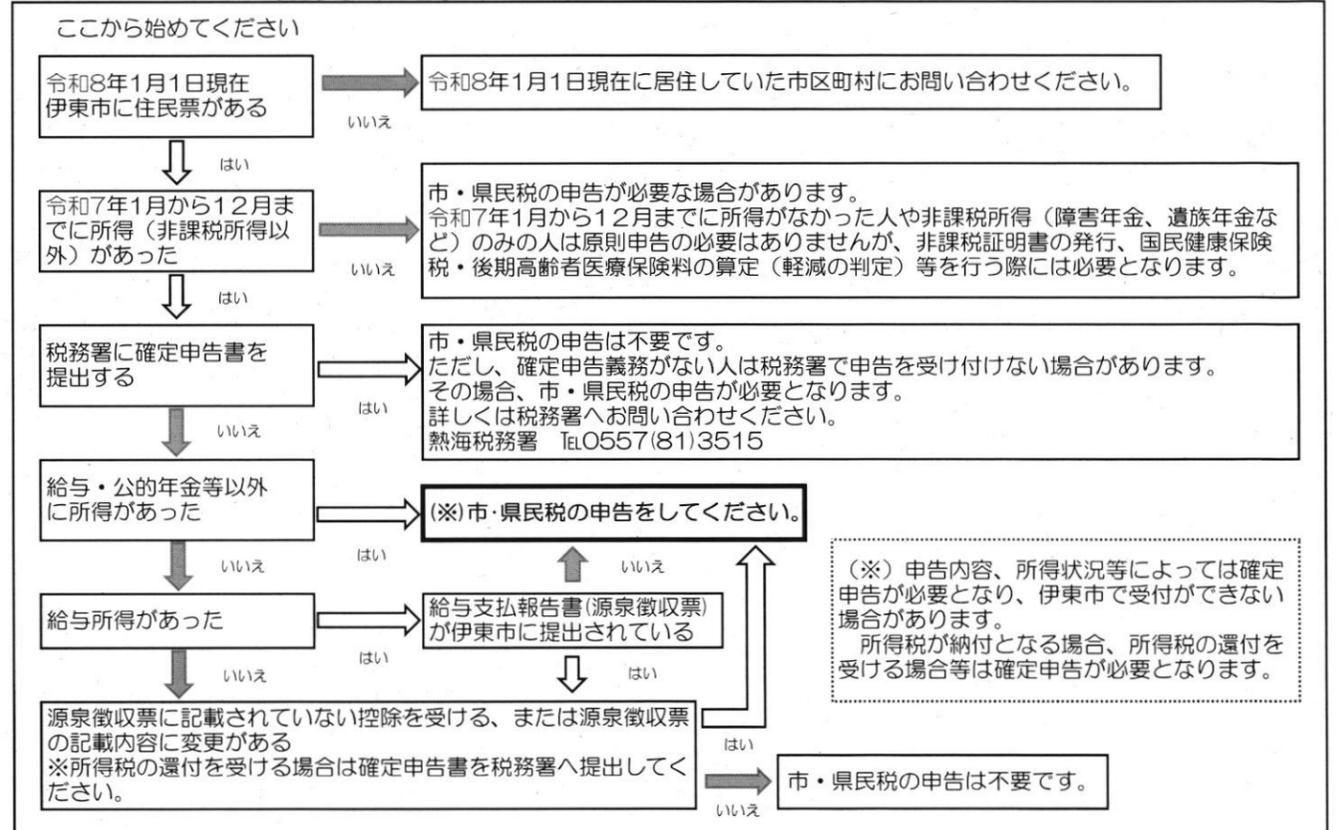
- 添付資料
 - ・源泉徴収票 (給与、公的年金等の所得がある人)
 - ・収支のわかる書類 (不動産・事業等の所得がある人)
 - ・社会保険料・生命保険料等の支払証明書
 - ・障害者手帳・学生証等のコピー
- その他
 - ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード (郵送の場合はコピーを添付してください)

処理方法

- <添付の資料がある場合>
 - ・収入、控除は全て足し込み
 - ・人的控除は添付資料に記載のものを全て反映 (ただし、各控除の所得要件において、その所得要件を超えた場合は職権で否認。他者と扶養が重複している場合は後日確認のご連絡をする場合があります。)
 - ・添付資料に記載された控除の内容に追加・変更がある場合は、申し出が無いと反映できません。所得から差し引かれる金額欄の未記載での提出はご遠慮ください。
- <添付の資料が無く申告書記入が無い場合>
 - 合計所得金額0円とみなします。

申告判断表

この表を参考に、ご自身が市・県民税の申告を行う必要があるかご確認ください。



給与所得

給与、賞金、賞与などの所得
給与所得の計算

Table with 2 columns: 収入 (Income) and 所得 (Taxable Income). Rows show brackets for income and the corresponding taxable income calculation.

※給与収入額を4で割って、千円未満の端数を切り捨てた額

公的年金等の所得

国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金の所得

公的年金所得の計算(※小数点以下切り捨て)

65歳以上(S36.1.1以前生まれ)

Table for public pension income calculation. Columns: 公的年金等の収入金額 (Income), 公的年金等に係る雑所得 (Miscellaneous Income), 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 (Total Income). Rows show brackets for income and the resulting taxable income.

64歳以下(S36.1.2以後生まれ)

Table for public pension income calculation for those aged 64 or below. Similar structure to the previous table, showing income brackets and taxable income.

事業所得・不動産所得

営業...小売業、製造業、外交員など
農業...農作物の生産など
不動産...家賃、地代など

配当所得

株式や出資の配当など

一時所得

生命保険の満期返戻金、懸賞金など

山林所得

山林の伐採又は譲渡

分離(譲渡・株式・配当)

申告分離課税方式を選択した上場株式等に係る配当など

所得金額調整控除

- 1 前年の給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合は、次の算式に相当する金額が給与所得の金額から控除されます。
ア 本人が特別障害者
イ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
ウ 年齢が23歳未満の扶養親族を有する
<控除額> (前年の給与等の収入金額 (上限1,000万円) - 850万円) × 10%

(注) 1・2の両方に該当する場合は、1の控除後に2の金額が控除されます。

利子所得

公社債、預貯金の利子など
(分離課税分を除く)

その他雑所得

個人年金、シルバー人材センター報酬、
工賃(就労継続支援B型)など

総合譲渡所得

不動産・株式以外の資産の譲渡
下記の分離課税所得がある場合は、別に申告書を用意してあります。

退職所得

退職金

Main tax return form for 令和8年度分 市民税・県民税 申告書. Includes personal information, income details, and various deduction sections like 雑損控除, 医療費控除, etc.

●注意●
申告書の控除額は、すべて「所得税の控除額」での記入となりますが、市民税・県民税を計算する際は、申告に基づき「市民税・県民税の控除額」に置き換えて計算をします。

●参考●
市民税・県民税の所得割額から次の算式に相当する「調整控除」をすることにより、所得税の人的控除額と市民税・県民税の人的控除額の差額に起因する負担増を調整します。
※合計所得金額が2,500万円超の場合は調整控除の適用はされません。

雑損控除

昨年中に受けた災害等による資産の損失
[必要書類] 控除に係る証明書

小規模企業共済等掛金控除

支払った掛金(契約者本人分に限る)
[必要書類] 掛金を証明する書類

生命保険料控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に支払った生命保険料など
[必要書類] 生命保険料控除証明書

寄附金控除

昨年中に支払った寄附金
[必要書類] 寄附金控除証明書

寡婦・ひとり親控除

Table for寡婦・ひとり親控除. Columns: 名称 (Name), 区分 (Category), 控除額 (Deduction Amount). Rows include 寡婦控除 and ひとり親控除 with various sub-categories.

勤労学生控除

合計所得金額が85万円以下で、給与所得等以外の勤労による所得が10万円以下の学生
[必要書類] 学生証など

扶養控除

生計を一にする親族で合計所得金額が58万円以下の人を扶養している場合

Table for扶養控除. Columns: 種類 (Type), 年齢 (Age), 控除額 (Deduction Amount). Rows show categories like 年少 (Young), 一般 (General), 特定 (Special), 老人 (Elderly).

特定親族特別控除

生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の人を有する場合

Table for特定親族特別控除. Columns: 特定親族の合計所得金額 (Total Income of Specific Relatives), 控除額 (Deduction Amount). Rows show brackets for total income and the corresponding deduction amount.

医療費控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に昨年中に支払った医療費
[医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)]
申告者本人や生計を一にする親族の為に昨年中に支払った特定一般用医薬品等の購入費

社会保険料控除

支払った社会保険料
[健康保険料、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、公的年金掛金 など]

地震保険料控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に支払った地震保険料など
[必要書類] 地震保険料控除証明書

障害者控除

本人、本人の同一生計配偶者または扶養親族が障害者
[必要書類] 障害者手帳など

Table for障害者控除. Columns: 種類 (Type), 要件 (Requirements), 控除額 (Deduction Amount). Rows include 一般障害 (General Disability) and 特別障害 (Special Disability).

基礎控除

Table for基礎控除. Columns: 合計所得金額 (Total Income), 控除額 (Deduction Amount). Rows show brackets for total income and the corresponding deduction amount.

配偶者控除・配偶者特別控除

控除金額については裏面のとおり
同一生計配偶者とは所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円以下の人を指します。

